

第6回 由仁町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年6月25日 午後5時から

2 開催場所 由仁町役場3階委員会室

3 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(所有権移転2件)

日程第4 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の
規定による農用地利用集積等促進計画の要請に
ついて
(所有権移転5件)

日程第5 議案第3号 土地の現況証明願について
(1件)

4 出席 委員	1 番 鷺見幸生	2 番 杉本道哉	3 番 川端 敦
	4 番 田中昭一	5 番 高橋 智	6 番 森長正徳
	7 番 西田勝敏	8 番 佐藤弘之	9 番 河端英利
	10 番 松田一博	11 番 橋口善一郎	12 番 青山佳代子
	13 番 山田正人	14 番 中道雅彦	15 番 北川正則

5 事務局 説明員	局長 泉 陵平	主査 鈴木 渉
--------------	---------	---------

局長 皆さま、ご起立願います。
一同、礼。よろしくお願いいたします。
ご着席願います。

局長 ただいまから、令和8年第6回由仁町農業委員会総会を開
会いたします。
開会にあたりまして、佐藤会長からご挨拶をいただきま
す。

会長 挨拶

局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の
議長となり、議事を進行していただきます。
よろしくお願いいたします。

議長 本日招集いたしました令和8年第6回由仁町農業委員会総
会の出席者は15名です。
委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規
定により、第6回総会は成立いたしました。
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。

議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規
定により私から指名いたします。
3番 川端敦委員、4番 田中委員を指名いたしますが、
ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたしま
す。本日の総会の会期は、本日1日限りといいたしたいと思
いますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日1日限りといいたします。

議長 日程第3、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』

本件は農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、その許可の可否の決定を求めるものであります。

内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第1号について、ご説明いたします。

本件は、所有権移転2件であります。

農地法第3条により権利を取得するためには農地法第3条第2項の規定により「農地を全部効率的に利用すること」、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得ではないこと」、「事業に必要な農作業に常時従事すること」、「地域に調和すること」、「地域計画の達成に支障がないこと」という各要件を満たしていなければなりません、全ての要件を満たしているものと判断しております。

議案の2ページをお開き願います。

1番ですが、土地の所在は東栄246-1から247-4までの2筆の田と1筆の畑で、合計面積は1,476㎡です。

譲渡人は、中央の[]氏ほか[]名の共有名義で、譲受人は古川自治区の[]です。

申請理由は、譲渡人は、相続で取得した申請地を売却するものであり、譲受人は申請地を買い受け経営を拡大するものであります。

なお、農地の売買価格については、[]円で、10aあたり[]円であります。

申請地の所在について説明しますので、議案資料の1ページをお開き願います。

申請地は、道道東三川由仁停車場線沿いにある農地で、許可申請地と示している白線で囲まれている箇所であります。

議案の2ページにお戻り願います。

主査 2 番ですが、土地の所在は三川緑町 62-1 から 105 までの 8 筆の畑で、合計面積は 23,623.33 m²です。

譲渡人は、札幌市豊平区の■■■■氏、譲受人は西三川自治区の■■■■氏です。

申請理由は、譲渡人は、相続で取得した申請地を売却するものであり、譲受人は申請地を買い受け経営を拡大するものであります。

なお、農地の売買価格については、■■■■円で、10 a あたり■■■■円であります。

申請地の所在について説明しますので、議案資料の 2 ページをお開き願います。

申請地は、三川市街地にある農地で、許可申請地と示している白線で囲まれている箇所であります。

以上で議案第 1 号の説明を終わります。

議長 内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 1 号については、当農業委員会として許可することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第 1 号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 日程第 4、議案第 2 号『農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について』を議題といたします。

事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長

議案第 2 号『農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について』

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社に要請するにあたり、その可否の決定を求めるものであります。

内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査

議案第 2 号について、ご説明いたします。

議案の 4 ページをお開き願います。

本件は、所有権移転が 5 件の農用地利用集積等促進計画となっております。

今後の手続きにつきましては、農業委員会から要請を受けた公益財団法人北海道農業公社が農用地利用集積等促進計画を決定し、由仁町に対し、促進計画に係る認可申請を行い、由仁町が決定公告することになっております。

なお、促進計画の公告日については、7 月 6 日と 22 日を予定しております。

促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項に規定により、農地中間管理事業規程に適合していること。

全ての農用地について耕作または養畜を行うこと。

農作業に常時従事すること。

対象農地の関係権利者の同意が得られていること。

の各要件を全て満たしているものと判断しております。

また、事前に町において地域計画の達成に支障がないことを確認しております。

主査

1 番ですが、公益財団法人北海道農業公社からの早期売渡しで、土地の所在は古川 816 から 830、山楨 1172、1173 の 5 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 24,074 m²、売買価格は [REDACTED] 円です。

譲受人は、古川自治区の [REDACTED] で、令和 5 年度の 5 年貸付事業です。

2 番以降は、先月 5 月の総会で決定し、公社が買入れを行うことに同意したことに伴う所有権移転でございます。

2 番ですが、土地の所在は山楨 941 から 957 までの 5 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 88,851 m²です。

売買価格は、[REDACTED] 円で、譲渡人は山楨自治区の [REDACTED] 氏で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は本三川自治区の [REDACTED] です。

3 番ですが、土地の所在は岩内 2804、東三川 1659 から 1663 までの 3 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 52,830 m²です。

売買価格は、[REDACTED] 円で、譲渡人は東三川自治区の [REDACTED] 氏で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は同じ東三川自治区の [REDACTED] 氏です。

4 番ですが、土地の所在は西三川 547-1 から 557 までの 5 筆の畑で、合計面積は 38,242 m²です。

売買価格は、[REDACTED] 円で、譲渡人は西三川自治区の [REDACTED] 氏で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は同じ西三川自治区の [REDACTED] です。

5 番ですが、土地の所在は西三川 551-4 の 1 筆の畑で、面積は 1,684 m²です。

売買価格は、[REDACTED] 円で、譲渡人は北広島市西の里の [REDACTED] 氏で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は西三川自治区の [REDACTED] です。

以上で議案第 2 号の説明を終わります。

議長 内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第2号については、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第5、議案第3号『土地の現況証明願について』を議題といたします。
事務局より内容説明を求めます。

(議案朗読)
局長 議案第3号『土地の現況証明願について』
本件は土地の現況について、現況地目記載のとおり証明願いがあったので、証明の可否の決定を求めるものであります。
内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)
主査 議案第3号について、ご説明いたします。
議案の6ページをお開き願います。
本件につきましては1件で、登記地目を現況地目と同じ地目へ変更することを目的に、地目変更登記を行うための証明願いであります。
申請地については、本日、会長他6名の役員で現地確認をしております。
1番ですが、現況証明の申請者は、札幌市豊平区の■■■■氏です。
申請地は東光119、140-1の2筆で、公簿地目がすべて畑となっておりますが、年月日不詳より雑種地として使用しております。

主査 図面により、申請地を説明しますので、議案の7ページをお開きください。

申請地は、下古山地区の旧国道沿いにある矢印で示した白線で囲まれた箇所、以前は畑として耕作管理をしていましたが、その後年月日不詳により雑種地として使用しております。

当該箇所は、[REDACTED]として提供しており、[REDACTED]が管理していく予定となっているため、今回土地の所有者が地目変更をしようとするものであります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

議長 内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等はありませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第3号については、当農業委員会として土地の現況地目に記載のとおり証明することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

議長 おはかりいたします。
本日予定しておりました議案については、すべて終了いたしましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、閉会后引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間 17 時 30 分)

議事録署名委員

3 番 川 端 敦 

4 番 田 中 昭 一 